平成２５年（フ）第９７号
新潟県村上市塩町12番38号
債務者　髙橋　正紀
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１５号
新潟県新発田市曽根151番地２　ソネハイム101
債務者　石渡　真紀
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１９号
新潟県阿賀野市中央町２丁目14番14号
債務者　小池　哲臣
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県淡路市久留麻1245番地３、前住所兵庫県淡路市志筑1624番地４
債務者　國本冨貴子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１６号
名古屋市中村区森末町３丁目45番地の２
債務者　近藤　米子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５５４号
名古屋市中村区森末町３丁目45番地の２
債務者　近藤　忍
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０１６号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田34番地　シャインヒルズ105
債務者　中島　泰
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２５号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７―701号
債務者　津田けい子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４０号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘23棟507号、住民票上の住所名古屋市緑区鳴子町１丁目６番地　鳴子団地81棟506号
債務者　古川旗代美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２６号
鹿児島県鹿児島市照国町13番12号　セントラルシティ照国201号
債務者　田中　沙紀
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４６７号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目９番５号　シャルルコーポ紫原101号
債務者　野下　昌二
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７４号
鹿児島県鹿児島市福山町2652番地
債務者　山本　廣美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９１号
沖縄県那覇市金城２丁目12番地14　メゾン上原２―B
債務者　高良いずみ（旧姓森根）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５３号
青森県弘前市大字北園２丁目３番地１
債務者　今　暁子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１９６号
長野市川中島町四ツ屋1365番地の126
債務者　川上　武志
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
長野市中御所１丁目15番14―202号　コーポコナ
債務者　近藤　明榮
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
長野市大字柳原1428番地　A―１・305号室
債務者　齋藤　昭男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係